

大館市立小・中学校体育施設開放事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）

第13条及び大館市立小、中学校施設の開放に関する規則（昭和51年3月11日教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、学校体育施設の開放に関し必要な事項を定めるものとする。

(開放施設)

第2条 規則第3条に基づき開放する学校（以下「開放校」という。）は、大館市立小、中学校に関する条例（昭和39年2月28日条例第27号）に定める学校とする。

2 開放する体育施設（以下「開放施設」という。）は、体育館、グラウンド、プール及び武道場とする。

(開放時間)

第3条 開放する時間は、学校教育において体育施設を使用する時間及び12月29日から1月3日までの日を除き、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、これを延長し、又は短縮することができる。

区分	体育館・武道場	グラウンド・プール
登校日	午後6時から午後9時まで	午前5時から午前7時まで 及び午後5時から日没まで
休校日	午前9時から午後9時まで	午前5時から日没まで

(管理責任)

第4条 規則第4条第2項の管理責任者は、教育総務課長とする。

(利用許可等事務の委任)

第5条 教育委員会は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第47条第1項の規定により開放施設の利用の許可に関する一切の権限を開放校の校長（以下「校長」という。）に委任する。

(管理指導員)

第6条 管理指導員は開放校の教頭とし、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用許可及び利用状況報告等に係る事務
- (2) 施設の火気管理及び施錠管理
- (3) 利用者の危険防止及び安全の確保
- (4) 事故発生時の教育委員会及び校長への報告
- (5) その他必要と認める業務

(許可申請)

第7条 開放施設を利用しようとする者は、利用希望日の7日前までに学校体育施設利用許可申請書（様式第1号）を校長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を受理した校長は、その内容を審査し、学校教育に支障がないと認めた場合は、学校体育施設利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。
- 3 前2項の定めによりなされた申請その他の行為は、規則第6条の定めによりなされたものとみなす。

(許可の取消し)

第8条 校長は、次に掲げる事項に該当する場合は、利用許可を取消すことができる。

- (1) 学校教育又は施設の管理上支障が生じたとき。
- (2) 公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- (3) 利用者が、規則及びこの要綱の定めに違反したとき。
- (4) 利用者が、開放施設を許可した目的以外に利用したとき。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、規則に定める事項のほか、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用時間を厳守すること。
- (2) 管理指導員の指示に従うこと。
- (3) 利用後に施設を原状に復すこと。

(報告書)

第10条 利用者は、開放施設の利用を終えたときは、学校体育施設利用状況報告書（様式第3号）及び学校体育施設利用報告書（様式第4号）を、開放施設を利用した日の属する月の翌月の10日までに開放校に提出するものとする。

- 2 校長は、特に必要があると認めるときは、前項の提出期限前に、利用者に對し学校体育施設利用状況報告書の提出を求め、又は管理指導員に当該報告書の内容を確認させることができる。
- 3 校長は、第1項の規定により提出された学校体育施設利用状況報告書及び学校体育施設利用報告書の写しを、教育総務課長に提出するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正前になされた申請その他の行為は、改正後のこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。